

# 湯沢市経営戦略



令和3年度～令和8年度

令和3年2月策定

令和6年1月改訂

湯 沢 市

## 【 目 次 】

基本方針	テーマプログラム	取組事項	頁
I 地域経営 マネジメント	1. 地域経営の仕組みづくり	1 地域活動の促進	P6～9
		2 地域課題の学習機会の提供	
		3 地域人材の育成・活用の仕組みづくり	
	2. 情報の共有と参加の仕組みづくり	4 市政情報の効果的な発信	P10～11
		5 市民参加機会の拡充	
	3. 連携・協働のまちづくり	6 市民活動団体等の活動の場の確保・ コミュニティビジネスの支援	P12
II 公共施設 マネジメント	1. 公共施設の再編・再配置の展開	7 公共施設再編計画の推進	P13～15
		8 遊休施設の活用検討	
		9 未利用財産の処分と財源活用の仕組みづくり	
	2. ファシリティマネジメントの導入	10 公共施設保全計画の策定と組織体制の整備	P16～18
		11 公共施設の整備に係る検討体制の強化	
		12 公共施設の管理運営に係る民間活力の活用	
		13 公共施設における受益者負担の適正化	
	3. インフラ施設の適正管理	14 PPP/PFI手法の導入検討	P19～21
		15 インフラ施設の長寿命化	
		16 インフラ施設の維持更新の効率化	
III 行政経営 マネジメント	1. 行政手法の改革	17 行政評価制度の再構築と事業の見直し	P22～25
		18 民間活力活用の可能性点検	
		19 民間事業者提案制度の導入検討	
		20 広域連携の推進	
	2. 人事行政の改革	21 組織機構の強化	P26～28
		22 人材育成と活用	
		23 職員数の適正化	
	3. 財政構造の改革	24 健全財政の推進	P29～32
		25 歳入基盤の強化	
26 歳出の適正化			
IV リスク マネジメント	1. 危機管理への的確な対応	27 危機管理マニュアルの整備と対応	P33～35
		28 業務継続計画（業種別）の整備	
		29 職員の危機管理意識の醸成	
	2. ICTの危機管理	30 情報セキュリティ対策の徹底	P36～37
		31 インシデント対応の強化	
	3. コンプライアンスの徹底	32 職員のコンプライアンス意識の醸成	P38

# 湯沢市経営戦略

## はじめに

市は合併後、効果的かつ効率的な市政運営を遂行するため、平成 17 年度に行財政改革推進プログラムを策定し、3 期 10 年にわたり事務事業の改善に取り組むとともに、平成 27 年度に策定した行財政改革大綱に基づき、市民との協働、経営システムの見直し、職員の資質向上などに一定の成果を挙げてきました。

### ◆湯沢市行財政改革推進プログラム【平成 18 年度（第 1 期）～平成 27 年度（第 3 期）】

職員数の削減、外郭団体の解散、市民参加と協働の推進、施設の統廃合や民営化、事務事業の見直しなど

### ◆湯沢市行財政改革大綱・集中改革プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）

ICT を活用した行政情報の提供、公営企業会計の導入、施設管理運営業務の民間委託、目標管理制度の確立、公共施設再編計画の策定など

しかしながら、人口の減少が確実視され、しかも令和 7 年には団塊の世代が後期高齢者の域に到達するなど少子高齢による社会保障関係経費の増高が見込まれるとともに、自然災害や感染症対策などへの対応、公共施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加など歳出圧力が高まる一方、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減収や地方交付税の伸び悩みなども予測され、これまで以上に厳しい行財政環境のなかで、従来の枠組に捉われない新たな発想による行政運営の展開が急務となっています。

時代の要請や市民の要望に的確に応え、「市民が安全・安心して暮らし続ける地域づくり」を経営理念に掲げ、「湯沢市経営戦略（以下、「経営戦略」という。）」を策定し、戦略的な経営方針のもと市政を推進していきます。

## 1. 戦略的な経営方針

これまで以上に厳しい行財政環境が続くなかで、時代の要請や市民の要望に応じていくためには、施策の重点化と成果を重視した経営的な視点での行政運営を行なうとともに、強固で堅実な行財政基盤の確立が必要となります。

このため、第 2 次湯沢市総合振興計画の基本計画等に掲げる様々な施策について成果指標等を設定し、その達成状況を定期的に検証するなど成果重視の行政経営を進める一方、持続可能な行財政基盤の確立に向け、以下の 4 つの方針を掲げ、総合的に取り組んでいきます。

第 1 は、行政課題が複雑・多岐に亘る中で、市民や地域団体、NPO など地域を構成する様々な主体が連携・協働し、地域の特性を活かしながら、広範な地域課題の解決に主体的に取り組むための仕組みづくりを進めます。**【地域経営マネジメント】**

第 2 は、市民に様々な行政サービスを提供する公共施設や、市民生活・経済活動の基本となる

都市基盤（インフラ施設）の再編・再配置と老朽化対策への取組を進め、次代の市民に健全な状態で継承していきます。**【公共施設マネジメント】**

第3は、厳しい行財政環境の中で、市民サービスの維持・向上を図るため、効果的・効率的な行財政運営を行なうとともに、限られた財源や人材を有効に活用していきます。**【行政経営マネジメント】**

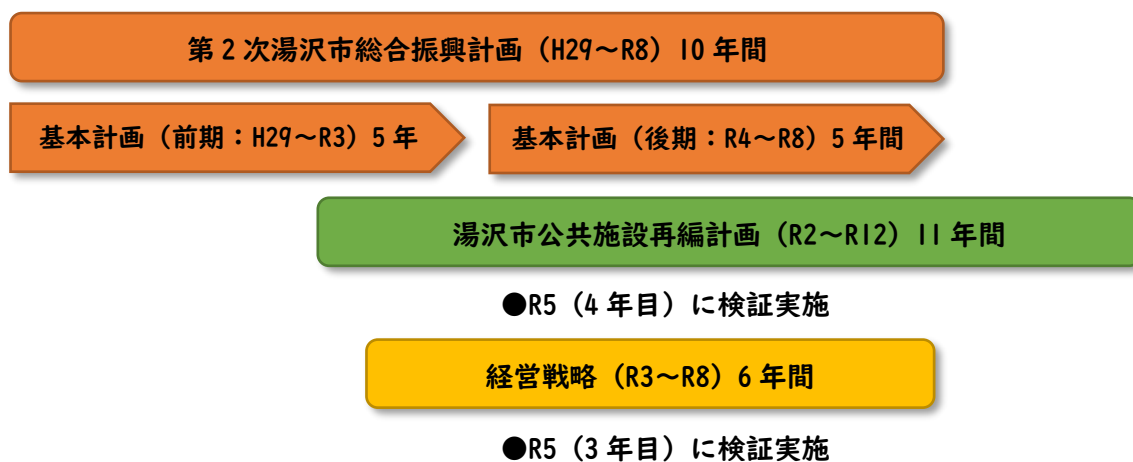
第4には、自然災害や感染症対策など、発生することで行政運営に支障を来すおそれのあるリスクに適切に対応する危機管理に取り組みます。**【リスクマネジメント】**

## 2. 経営戦略の位置づけと計画期間

湯沢市総合振興計画では、「基本構想」で目指すべき将来像「人とのつながりで磨かれる、熱あふれる美しいまち」を示し、その実現に向けた施策・事業を積極的に展開するための基本計画（前期：平成29年度～令和3年度、後期：令和4年度～令和8年度）を策定しています。一方、公共施設の最適化に向け、令和2年度を初年度とする「湯沢市公共施設再編計画」を策定しています。

本経営戦略は、基本計画及び公共施設再編計画に掲げる様々な取組を着実に推進するために必要な取組と位置づけます。

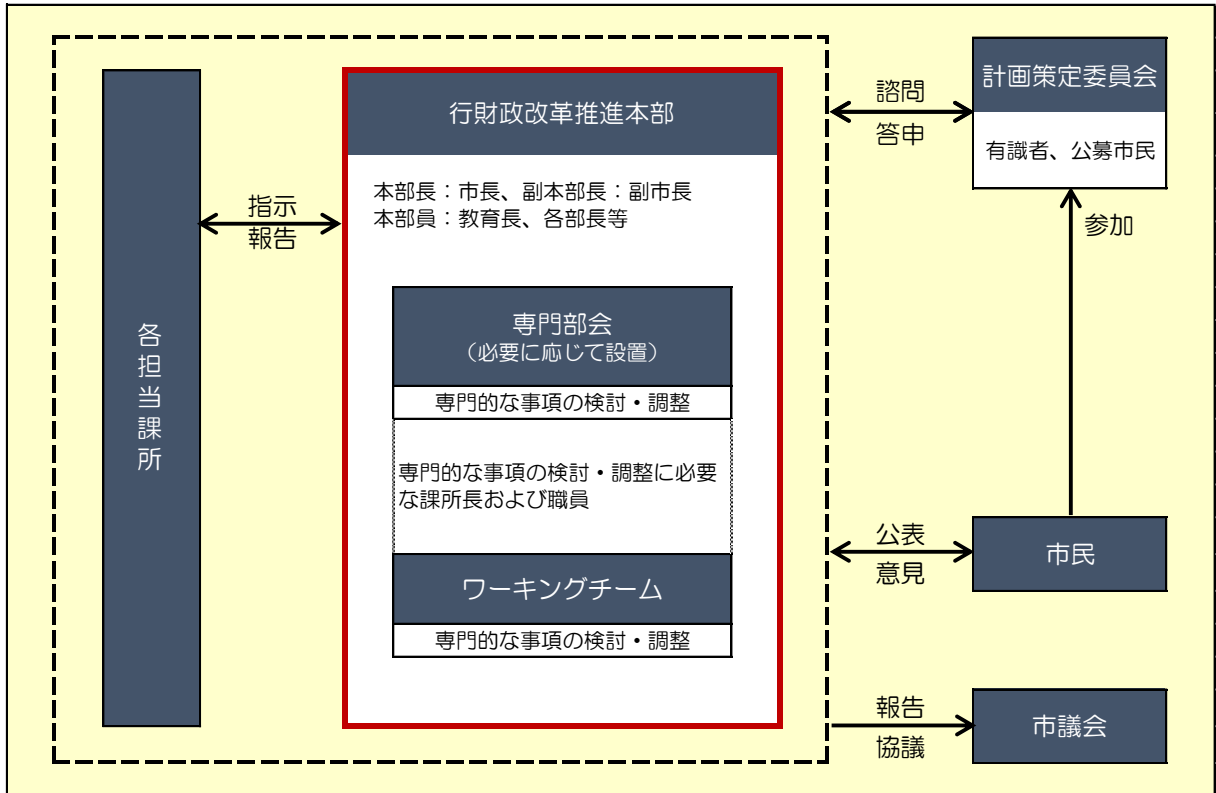
そのため、計画期間は、湯沢市総合振興計画(基本計画)の計画期間と整合を図り、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間とします。なお、中間年となる令和5年度に進捗状況などを点検したうえで、取組事項等の見直し・再編を検討します。



## 3. 推進体制

本経営戦略に掲げる取組を着実に推進するため、行財政改革推進本部長である市長の強力なリーダーシップのもと、全庁を挙げて改革を推進します。

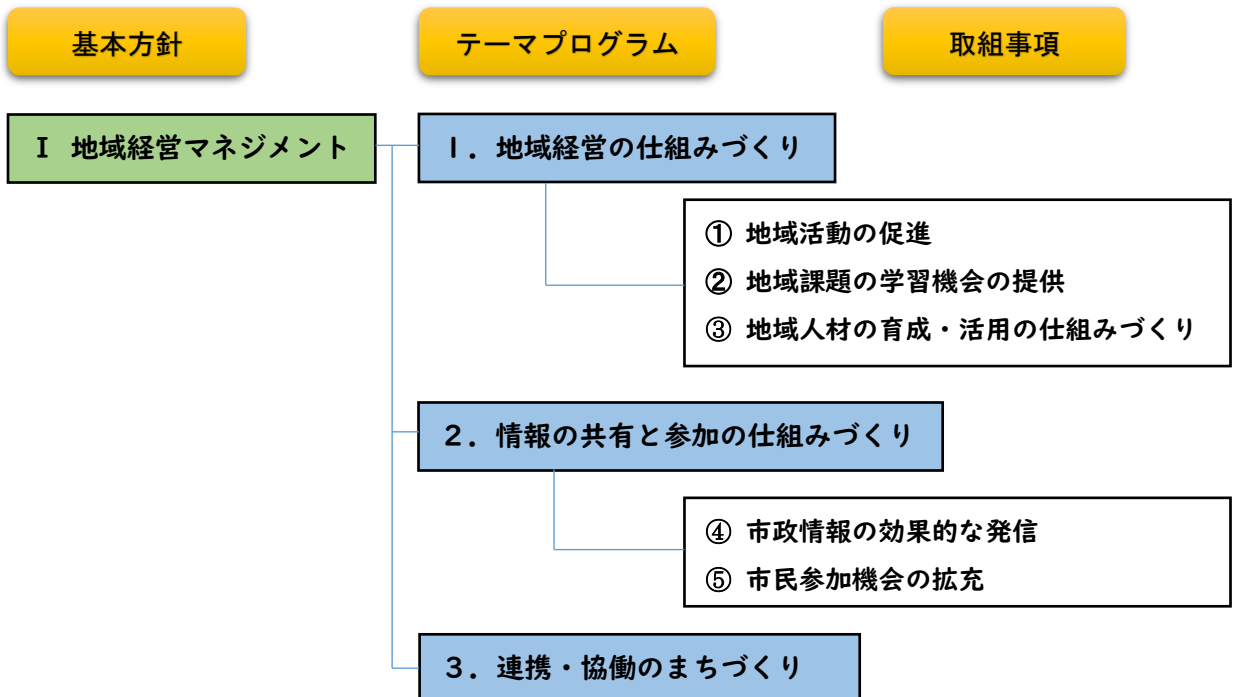
また、市の取組に対し、市民らで構成する「行財政改革推進計画策定委員会」において、有識者の専門的見地や市民目線から助言や提言を求め、経営戦略の実効性を確保していきます。

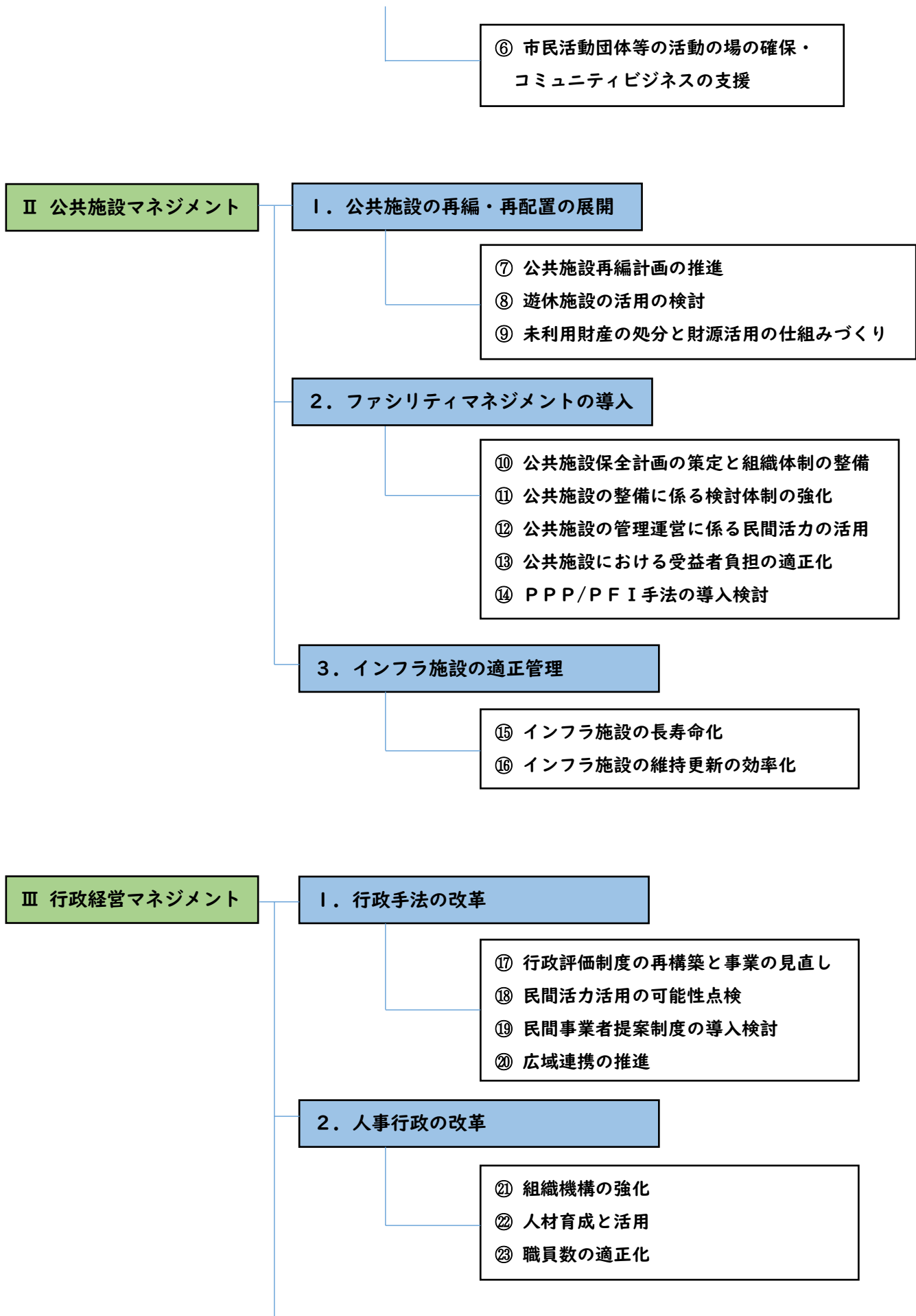


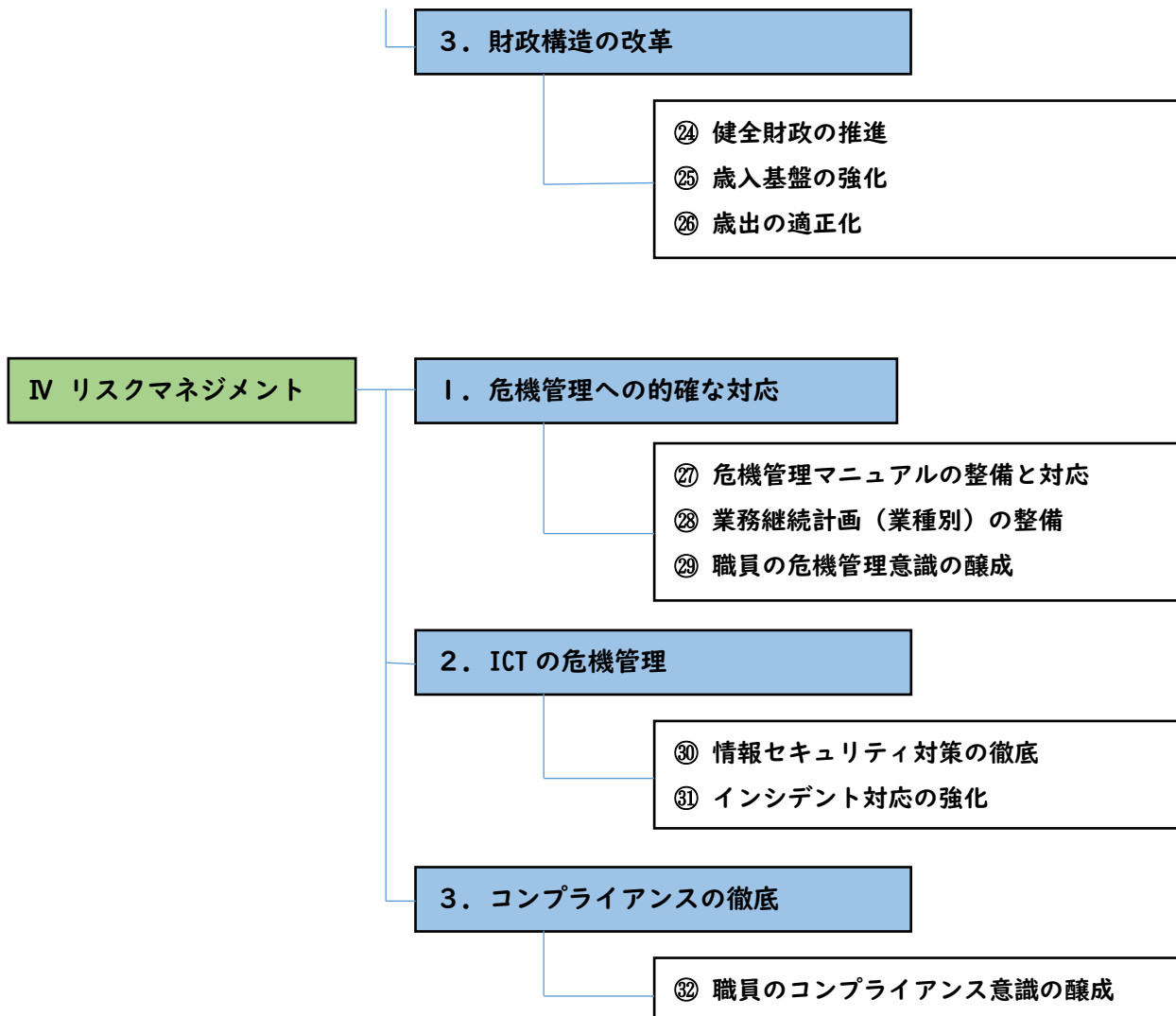
#### 4. 経営戦略の体系

「基本計画」と「公共施設再編計画」に掲げた様々な取組に着実に対応するとともに、諸課題解決への取組を推進していくため、次の4つのマネジメントに戦略的に取り組みます。

経営の視点から、各テーマプログラムごとに目標（KPI）を定め、その目標の達成に向け、各テーマに設定した個別の実施項目をプロジェクトとして展開します。







## 基本方針 I 地域経営マネジメント

- 本市が市町村合併した直後の平成17年（2005年）は、人口が 56,923人（男性 27,201人、女性 29,722人）で高齢化率は29%でしたが、令和2年（2020年）現在の人口は 43,914人（男性 21,112人、女性 22,802人）で高齢化率は39%となっており、人口減少や高齢化などが進んでいます。また、介護、子育て、健康づくりや環境衛生など、地域が抱える課題やニーズが多様化・複雑化しています。

このような中で、これまでのように行政の画一的な取組ではなく、地域の特性を生かし、きめ細やかに取組を進めることで、地域の課題や市民のニーズに的確に応えることが求められています。

- 市内には 23 の地域自治組織（※1）が設置され、様々な活動に取り組んでいますが、地域コミュニティの希薄化や担い手不足などが進み、継続的な活動が困難になることが懸念されています。

そこで、地域自治組織が地域課題の解決や地域の特性を生かしたまちづくりに積極的に取り組むことができるように、自主的に地域を運営していく「地域経営の仕組みづくり」を推進します。

また、地域課題の解決や活動の活発化に向けて、地域活動の支援を充実するとともに、課題解決のために市民が学習・実践活動に取り組む環境づくりを進めるほか、地域人材の育成や活用を推進します。

- 市民が地域づくりや市政に積極的に関わっていくために、これまで以上に情報の共有化が重要になります。

市政に関する様々な情報を入手しやすい環境を整備するとともに、市政への市民参画の増加を図るため、各種審議会等への市民参加機会の拡充を図ります。

- 地域には地域自治組織のほか、ボランティア団体や学校関係組織など様々な団体が活動しています。これらの団体や組織が連携して、新たな公共の担い手として市政運営に参画できるように活動への支援を行い、参加・協働のまちづくりを推進します。

（※1）湯沢市まちづくり支援要綱に定める地区組織

- ・湯沢地区自治協議会 7 団体（湯沢東部、湯沢駅西、湯沢西、湯沢南部、愛宕、湯沢北部、湯沢中央ブロック）
- ・湯沢 7 地区自治連絡協議会 7 団体（山田、三関、弁天、岩崎、幡野、須川、高松）
- ・稲川地域自治連絡協議会 4 団体（稲庭、三梨、川連、駒形）
- ・雄勝野づくり連絡協議会 4 団体（院内、横堀、秋ノ宮、小野）
- ・皆瀬地域自治組織 1 団体（皆瀬）



## 1. 地域経営の仕組みづくり

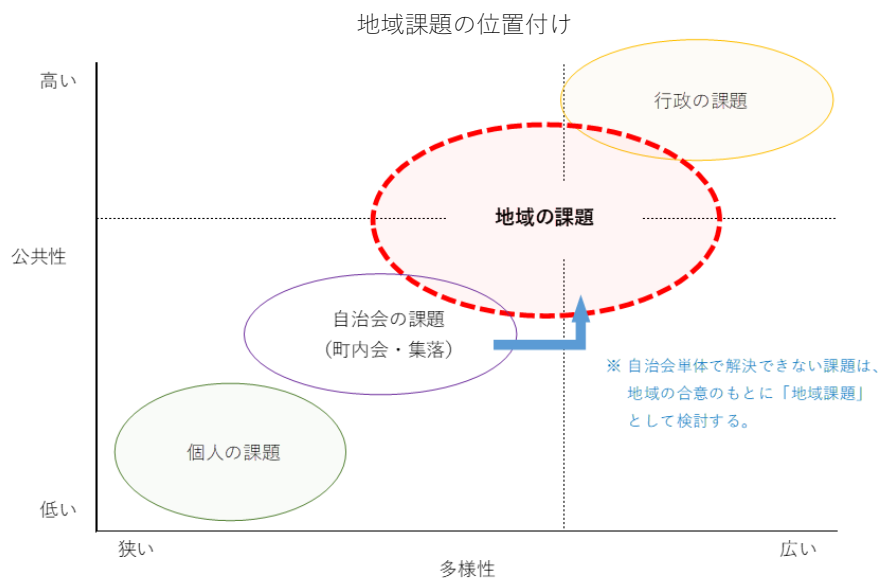
- 地域住民や地域を構成する組織・団体が、地域の課題を共有し、自主的に解決に取り組めるように、人的・財政的な支援、活動の場や情報の提供などにより、「地域経営の仕組みづくり」を推進します。
- 地域課題の把握や課題解決に向けた学習機会や実践の場を提供し、地域の主体的な活動を支援します。

< 重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
新たな仕組みによりまちづくりに取り組む地区・団体数	—	2 団体
地域課題の解決に向けた講座の参加者数	78 人	200 人
生涯学習人材バンクの活用件数	64 件	100 件

### 1 地域活動の促進

- 協働によるまちづくりの推進指針を具体化し、地域自治組織の活動の手引きとして令和 3 年 2 月に策定した「地域行動プログラム」を展開し、地域の活動を支える仕組みづくりを推進します。
- 地域行動プログラムを展開するに当たって、地域課題の整理や課題解決を図るための具体的な取組を示すまちづくり計画を策定し、実践活動を行うなどモデル地域を選定し、その地域が抱える課題について必要な支援を強化します。また、まちづくりを指導・アドバイスする「まちづくりコーディネーター」を育成し、地域自治組織などに対する支援を行います。



取組事項No.	1	地域活動の促進					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
地域行動プログラムの展開	アンケート調査など地域課題の整理、課題解決に向けた取組を地域で実践						まちづくり協働課
	人的・財政的支援や活動の場の提供など支援の仕組みづくり		↑ 反映				
	まちづくりコーディネーターの指導や助言などによる地域支援						
	集落支援員による地域支援						
	地区センター機能あり方検討			地区センター機能向上に向けた取組			



2 地域課題の学習機会の提供

- 地域課題の解決に当たっては、地域が主体的に課題解決に取り組むための環境を充実する必要があります。
- 地域課題を解決するために必要な情報や知識を収集・学習する拠点として、各地域の生涯学習センター機能や図書館機能を充実します。また、生涯学習センターや図書館、他施設・機関の連携を図り、地域課題を解決するための様々な講座等を開催します。

取組事項No.	2	地域課題の学習機会の提供					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
生涯学習センター機能、図書館機能の充実	機能のあり方、管理運営手法の検討		↑ 反映				生涯学習課
生涯学習センター・図書館と他施設（他機関）との連携促進	連携方針の検討 決定			市立図書館及び図書施設を一体的に管理運営する方針、各生涯学習センターの連携強化による学習支援する方針に基づく対応			

3 地域人材の育成・活用の仕組みづくり

- 本市では、知識や技能などを生かして地域で活躍したいと考えている人などの情報を広く共有するため、すでに「生涯学習人材バンク」を創設しています。
- 様々な学習機会を提供し、さらに人材の確保を進めるとともに、自らの知識や技能等を地域課題の解決に役立てることができる仕組みづくりを進めます。

取組事項No.	3	地域人材の育成・活用の仕組みづくり						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
生涯学習人材バンクの充実と活用促進	 内容の見直し・更新、活用促進策の検討		 活用を促進する新たな周知方法を実施、定期的な制度の見直し				生涯学習課	

## 2. 情報の共有と参加の仕組みづくり

- 市政に関する様々な情報を地域や市民などと共有するため、情報入手しやすい環境を整備します。
- 市政への市民参画の増加を図るため、新たな市民参加手法の定着を図り、まちづくりへの参加を推進します。

<重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
市の情報発信の満足度	34%	40%
市公式 SNS (フェイスブック、ツイッター、ライン) の登録者数	2,102 件	4,000 件

### 4 市政情報の効果的な発信

- 市が保有する公共データをオープンデータ (※2) として市ホームページを通じて広く一般に公開し、市民が容易にデータを利活用できる環境を充実し、市民の利便性向上、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を推進します。
- 広報紙をはじめ、ホームページ、SNS (フェイスブックやツイッターなど)、ラジオ、新聞などのあらゆる媒体を活用した広報活動を通じて、市民が市政に関心を持つとともに参画意欲が向上するように市政情報を的確に分かりやすく伝えます。

取組事項No.	4	市政情報の効果的な発信						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
オープンデータの推進	新規メニュー公開、検証			デジタル庁が示す推奨データの収集・公開 既存データの継続的な見直し			情報政策課	
広報紙、ホームページ、SNSなどの多様な媒体による情報発信	テレビ回覧板による情報発信を追加			各媒体や市民広報員による情報発信 継続的な検証と改善			情報政策課	

(※2) 誰もがインターネット等を通じて容易に加工、編集、再配布など二次利用できるよう公開されたデータ。

5 市民参加機会の拡充

- 市政に関わる機会が少ない若者や女性の参画を促すため、平成 28 年度に制定した「湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例」に基づき、市が設置する審議会等に若者や女性の参画枠確保を図ります。
- 各種審議会や委員会等への公募の仕組みの見直しや無作為抽出による討議会を開催するなど、市政への参加の機会を充実します。

取組事項No.	5	市民参加機会の拡充						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
市が設置する審議会等に 係る若者や女性の参画 枠の確保、周知	課題の整理、 改善方針の検討		啓発活動による参画枠の確保の推進				まちづくり 協働課	
新たな参加手法の導入	高校生による市長への提言、ワールド カフェ方式による市民討議会の実施			オンラインによる参加機会の確保も含め、 新たな参加手法の定着化促進				

### 3. 連携・協働のまちづくり

- 地域には、地域自治組織のほか、ボランティア団体や学校関係組織など様々な団体や組織が活動に取り組んでいます。
- 地域の団体や組織が新たな公共の担い手として市政運営に参画し、連携して地域づくりに取り組む基盤を整備することで、参加・協働のまちづくりを推進します。

<重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
市と連携して地域課題解決事業へ取り組む地区・団体数	19 団体	25 団体

### 6 市民活動団体等の活動の場の確保・コミュニティビジネスの支援

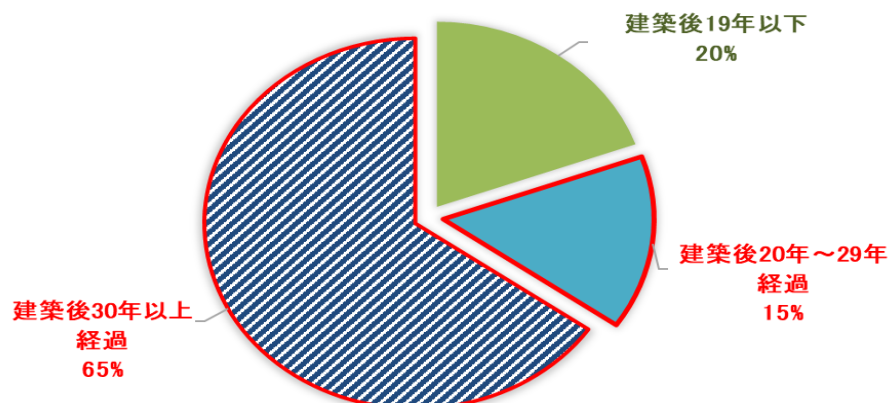
- 地域課題の解決等に取り組む市民活動団体などの活動を支援するため、情報交換の場や活動の促進に対する支援策について、中間支援組織の設置を含め検討します。
- 地域の自然や文化、人材、特産物など地域資源を活用し、地域課題解決にビジネスの手法で取り組む「コミュニティビジネス」を実施する団体の育成や支援を行い、持続可能な地域づくりを推進します。

取組事項No.	6	市民活動団体等の活動の場・コミュニティビジネスの支援					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
市民活動団体等の活動促進	情報交換の場の確保、活動促進のあり方検討			活動促進のための支援策の見直し			まちづくり協働課
コミュニティビジネスの促進	研修会の開催などを通じたコミュニティビジネスへの取組支援			(必要に応じて)支援策の検討			

## 基本方針II 公共施設マネジメント

- 市では、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて経済成長を背景に増大するニーズに応えるべく、数多くの公共施設（公共建築物）を集中的に整備し、その後も多様化する行政需要に対応するため公共施設の整備を行ってきました。
- 現在では、これら公共施設の総数は約370施設・約30万㎡（小規模施設等は除く）で、このうち、現時点で建築から30年経過した施設の割合は全体の65%を占め、今後10年以内に建築後30年を経過する施設を含めると合計で80%に及び老朽化が加速します。また、耐震化への対応のほか、バリアフリー化や環境負荷の低減への取組なども求められています。
- 公共施設は、各種施策を展開する上で重要な役割を担う一方、地域の活動拠点としても機能していますが、人口が減少し、同時に少子高齢化が進む中で、施設の機能のあり方とともに、配置のあり方についても見直していくことが必要になっています。  
 こうした状況に対応するため、令和2年5月に「湯沢市公共施設再編計画」を策定し、施設分類ごとの個別施設の方針と一定エリアごとの再編方針を示しており、今後は、この計画に基づき、市民との合意形成を図って、公共施設の再編を進めていきます。
- これまでの公共施設は、「建てる」ことに重きが置かれ、長寿命化の視点からの対応は不十分な状況です。市民の貴重な財産である公共施設を、耐用年数を超えて「使いきる」との発想のもと、これまでの対症療法的な修繕から、予防保全を含む計画的な改修を行って長寿命化を図るとともに、公共施設に関する情報や管理の一元化を図るなど、効果的かつ効率的に施設を管理する「ファシリティマネジメント」の仕組みを導入します。
- 道路や橋りょう、上下水道などは、市民生活や企業活動に欠かせない都市基盤施設ですが、これらの施設も老朽化が進み、更新経費には膨大な費用が見込まれています。市民サービスの維持向上のため、予防保全を含めた計画的な改修に取り組んでいくとともに、効果的・効率的な維持管理手法の導入を進めます。

公共施設の経過年数



## 1. 公共施設の再編・再配置の展開

- 個別施設ごとの今後の方針を示す公共施設再編計画に基づき、公共施設の集約化、複合化、譲渡、用途変更などを含めた再編・再配置を、市民との合意形成を図りながら着実に進めます。
- 再編後の施設の有効活用や未利用施設の処分、財源確保の仕組みづくりを行います。

<重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
公共施設の延べ床面積	299,963 m <sup>2</sup>	264,000 m <sup>2</sup>

### 7 公共施設再編計画の推進

- 公共施設再編計画に基づき、利用者や関係団体をはじめとする市民との協議により合意形成を図りながら、施設の再編・再配置を進めます。
- 公共施設再編計画において、大規模改修等のタイミングが生じた場合は、一定の区域を設定し、エリア内にある公共施設の多機能化・複合化を図っていく「エリア別再編」を進めることとしており、現在5つのエリア（※3）を設定しています。現在設定したエリアの再編を計画的に進めるとともに、新たなエリアの設定が必要な場合は、随時、追加対応します。

実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
公共施設再編の実行	利用者等との協議 庁内横断的な課題検討	協議・課題検討 取組検証	計画の見直し	計画に基づく管理 (必要に応じて)見直し			企画課
エリア別再編計画の推進			エリア別再編の実行	(必要に応じて)新たなエリアの設定、実行			

(※3) ① 湯沢駅・市役所周辺エリア、② 文化交流センター周辺エリア、③ 稲川庁舎周辺エリア、  
④ 院内地区センター周辺エリア、⑤ 皆瀬庁舎周辺エリア



8 遊休施設の活用の検討

- 公共施設の再編等により従来の用途では使用しなくなった遊休施設について、各施設の基本情報のほか、敷地状況、周辺環境、その他課題の実態把握を行います。
- その上で、他の行政用途への転用を検討するほか、地域住民の活用や民間団体への売却などについて、サウンディング型市場調査（※4）などの手法を駆使して活用の可能性を検討・調査します。

取組事項No.	8	遊休施設の活用の検討						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
遊休施設の実態把握	各施設情報、課題等の一覧化		施設情報等の継続的な管理				財政課	
活用策の検討・調査	有効活用の仕組みづくり、活用調査(行政・地域・民間)			「湯沢市公有財産の有効活用にあたっての基本方針」に基づく対応				

(※4) 遊休施設の利活用等について、事前に民間事業者の参入の意向を調べ、参入しやすい公募条件等を整えるために実施されるもの。

9 未利用財産の処分と財源活用の仕組みづくり

- 利用の見込みがない施設や老朽化により使用困難な施設について、処分方法を検討した上で、土地を含めた売却可能資産の洗い出しを行います。
- また、売却によって得た財源を基金に積み立て、将来の公共施設の更新や改修費用等に充てる財源活用のルールを整理し、適切に運用します。

取組事項No.	9	未利用財産の処分と財源活用の仕組みづくり						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
処分方法の検討、実施		既存制度での売却		「湯沢市公有財産の有効活用にあたっての基本方針」に基づく対応			財政課	
解体の優先順位検討	考え方整理、解体時期の調整	解体実施		解体予定案に基づき順次解体				
財源活用の仕組みづくり		処分検討にあわせた財源活用の仕組み検討		「湯沢市公有財産の有効活用にあたっての基本方針」に基づく対応				

## 2. ファシリティマネジメントの導入

- 今後も保有する公共施設について、予防保全を含む計画的な改修により長寿命化を図るとともに、公共施設に関する情報の一元化を図り、施設の維持管理や改修に一体的に取り組む「ファシリティマネジメント」の仕組みを導入します。
- 施設整備に係る検討体制の強化、施設の管理運営に係る地域力・民間活力の導入、新たな整備手法の導入検討などを一体的に進めることで、公共施設の最適化を図ります。
- 公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化を進めます。

<重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
公共施設保全計画に基づいて計画的に改修等を行った施設数	—	5 施設
公共施設の管理運営において新たに地域力・民間活力を活用した施設数	—	6 施設

### 10 公共施設保全計画の策定と組織体制の整備

- 今後も継続的に保有する施設について、施設の老朽化調査により個々の劣化状況を評価し、改修等の優先順位を示す「公共施設保全計画」を策定し、計画的に改修等を進めます。
- また、公共施設に関する情報の一元化と、施設の改修等を一体的に取り組む手法について、包括的な民間委託を含め検討し、必要な体制整備に取り組みます。

取組事項No.	10	公共施設保全計画の策定と組織体制の整備					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
保全計画の策定、実行	老朽化調査、優先順位付け 計画策定		計画に基づく運用・管理				企画課
施設情報の一元化	一元化手法、システム等の検討				検討結果に基づく対応、 継続的な見直し		
施設保全に係る 組織体制の整備	人事ヒアリングや協議による組織体制の整備、 組織体制の継続的な見直し・検討						総務課

11 公共施設の整備に係る検討体制の強化

- 公共施設の整備（大規模改修・新增設等）が必要な場合に、施設の必要性、機能のあり方、周辺施設との複合化、整備手法、管理運営手法などを庁内横断的に検討するための仕組みづくりを行います。

取組事項No.	11	公共施設の整備に係る検討体制の強化						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
整備検討の 仕組みづくり	体制強化のあり方検討、仕組みづくり			新たな仕組みに基づく運用			企画課	

12 公共施設の管理運営に係る民間活力の活用

- 直営で管理運営している公共施設について、平成 28 年 2 月に策定された「アウトソーシングに関する指針」に基づき点検し、地域力・民間活力を活用した管理運営方法の導入を進めます。
- 指定管理者制度導入施設について、要求水準書（仕様書）やモニタリング評価の状況などを検証し、適正な制度運用を図ります。
- 施設の保守点検や維持管理業務における包括的民間委託の導入を検討します。

取組事項No.	12	公共施設の管理運営に係る民間活力の活用						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
民間活力活用の 可能性点検	対象施設の選定、可能性点検、方針検討			方針に基づく対応			企画課	
指定管理者制度の 適切な運用	制度運用のあり方検討 指針改定		指針に基づく運用				財政課	
包括的民間委託の 導入検討	導入検討、対象施設の選定、方針検討			方針に基づく対応			企画課	

13 公共施設における受益者負担の適正化

- 施設の使用料について、使用料金や減免状況等の実態を調査するとともに、施設利用者の負担のあり方を整理し、計画的な見直しを図ります。

取組事項No.	13	公共施設における受益者負担の適正化						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
使用料等の実態調査		→ 使用料実態把握					企画課	
受益者負担適正化方針の策定、実行		→ 適正化方針の検討・決定 原価計算、対象施設の整理		→ 「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づく対応				

14 PPP/PFI手法の導入検討

- 大規模な施設整備などに際して、新たな手法（PPP※5、PFI※6）により民間資金やノウハウの活用を進めるため、PPP/PFI手法の導入方針を策定し、行政が担うべき役割を整理したうえで、民間事業者等のアイデアや経営手法等が発揮できる事業について、官民連携を推進します。

取組事項No.	14	PPP/PFI手法の導入検討						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
PPP/PFI手法の導入検討		→ 湯沢駅周辺複合施設整備事業でPPP/PFI手法の活用検討		→ PPP/PFI手法(DBO)方式による事業推進			企画課	
			→ 他施設におけるPPP/PFI手法の導入検討					

(※5) PPPとは、行政が行う各種行政サービスを、行政（Public）と民間（Private）が連携（Partnership）し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念のこと。

(※6) PFIとは、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、PPPの考え方を行政として実現するための手法のこと。PFIの導入により、事業コストの削減及びより質の高い公共サービスの提供を目指す。

### 3. インフラ施設の適正管理

- 道路、橋りょう、上下水道などの都市基盤施設について、予防保全を含めた計画的な改修・更新に取り組むことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 効果的・効率的な維持管理手法の導入に向けて調査を進めるとともに、包括的民間委託の拡充等に取り組みます。

<重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
インフラ施設における包括的民間委託件数	3 件	7 件

#### 15 インフラ施設の長寿命化

- 平成 29 年 2 月に策定した「湯沢市公共施設等総合管理計画」や国が示す「長寿命化ガイドライン」等に基づき、各種インフラ施設における長寿命化計画の策定や適切な計画見直し等を行うことで、施設の長寿命化を進めます。
  - ・ 橋りょう及び舗装については、既存計画に基づき計画的に修繕等を実施し、適宜、計画の見直しを行います。
  - ・ 道路覆工施設については、新たに長寿命化計画を策定し、緊急性などの優先順位に基づいて、計画的に修繕等を実施します。
  - ・ 水道事業については、水道施設更新実施計画を策定し、緊急性などの優先順位に基づいて、計画的に修繕等を実施します。
  - ・ 下水道事業については、ストックマネジメント (※7) の現行計画を踏まえ、新たに基本計画を策定し、緊急性などの優先順位に基づいて、計画的に修繕等を実施します。
  - ・ 農業水利施設、農道施設、林道施設については、既存計画に基づき計画的に修繕等を実施し、適宜、計画の見直しを行います。

(※7) 長期的な視点で、既存の構造物や施設の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理の最適化を図ること。

<参考> 主なインフラ施設の現況

- (1) 道路 (市道) 824.08 km
- (2) 橋りょう 490 橋
- (3) 上水道 (管渠) 385.02 km
- (4) 下水道 (管渠) 207.25 km

取組事項No.	15	インフラ施設の長寿命化						
実施項目	展開スケジュール						担当課	
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
橋梁長寿命化修繕計画の推進	→		→	→	●	→	建設課	
舗装個別施設修繕計画の推進	→	→	→	→	→	→		
道路覆工施設(ジェット・シェルター)長寿命化修繕計画の策定	→	→	→	→	→	→		
水道施設整備計画の策定	→		→	→	→	→	上下水道課	
下水道ストックマネジメントの改定	→		→	→	●	→		
農業水利施設(ため池、頭首工、用排水機場、用排水路)の長寿命化計画の推進	→		→	→	→	→	農林課	
農道施設(橋梁)の長寿命化計画の推進	→		→	→	●	→		
林道施設(橋梁・隧道)長寿命化計画の推進	→		→	→	●	→		

16 インフラ施設の維持更新の効率化

- 新たなメンテナンス手法（先端技術の活用等を含む）や発注方法の見直しを検討し、効率的な維持管理を進めます。
- すでに実施している包括的民間委託については、それぞれの経営計画を踏まえて委託範囲を検証し順次拡充を図るとともに、その他の施設については、新たな包括的民間委託の可能性について検討を進めます。

取組事項No.	16	インフラ施設の維持更新の効率化						
実施項目	展開スケジュール						担当課	
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
新たなメンテナンス手法、発注方法の見直し	→ 新たなメンテナンス方法、発注方法の見直しの検討			→ 検討結果に基づく対応			建設課、上下水道課	
道路照明灯LED更新計画		→ 計画の策定		→ 計画に基づく対応			建設課	
下水道施設の適正規模の検証及び検討	→ 施設整備手法の検証（集約・小規模化）			→ 検証結果に基づく対応			上下水道課	
水道施設運転管理業務（第三者委託）	→ 委託の継続			→ 検証に基づく対応				
	→ 委託範囲の検証							
公共下水道・特環下水道処理施設の包括的民間委託	→ 委託の継続			→ 検証に基づく対応				
	→ 委託範囲の検証							
農業集落排水施設・市町村設置浄化槽への包括的民間委託の検討	→ 実績検証（効果検証）	→ サウンディングや関連業者との協議			→ 委託内容の精査			→ 検討結果に基づく対応

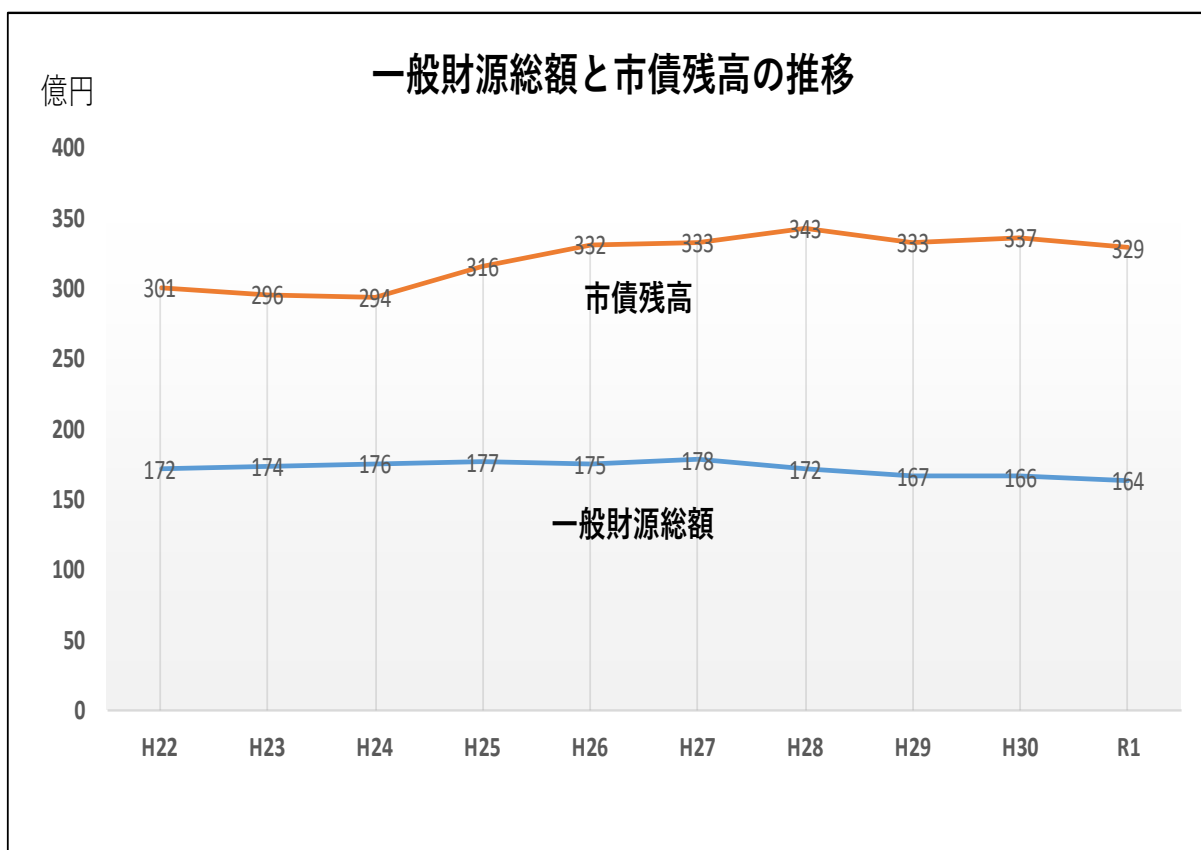
## 基本方針Ⅲ 行政経営マネジメント

- 急速に進行する人口減少や少子高齢化等により社会環境は大きく変化し、市民ニーズも複雑多様化しています。人口減少の進展によって市税等の自主財源が減少する一方、コミュニティ機能の低下や産業全般にわたる担い手不足、増え続ける空き家対策などは市中心部においても深刻化しつつあり、社会保障関係費の増加と教育環境の整備や子育て支援策に対する行政需要の高まりなど、新たに発生する行政課題への対応によって更に厳しい財政運営が続くものと予想され、行政全般にわたり、以下のような徹底した取組が必要となっています。
- 健全財政を保ちつつ、市民サービスの維持・向上を図るため、行政評価制度の再構築や民間活力の導入、組織体制の強化や歳入歳出構造の改革など、従来型行政手法の点検と見直しを行い、限られた経営資源の効率的、効果的な配分を目指します。
- 平成 17 年度職員数 717 人から令和元年度の 471 人まで、計画的な人員削減を進めたことから、人件費抑制の観点からは大きな効果を得ることができましたが、制度改正等による新たな仕組みへの対応や、増え続ける行政課題への対応など増加要因も生じることから、改めて、公共施設の管理運営手法や事務事業の見直しと連動し、職員定数の適正化に取り組む一方、組織体制の強化や職員能力の向上を図り、多様化する市民のニーズに応えていく必要があります。
- 歳入予算に占める市税等の自主財源比率（※8）は 30%を下回っており、多くを国・県の補助金、交付金に頼るなど、脆弱な歳入構造となっています。また、市税収入は平成 20 年度の 45 億円をピークに減少を続け、令和元年度には 39 億円となっています。
- 歳出予算においては、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費（※9）の高止まりに加え、公共施設やインフラ施設の維持補修、更には新たに発生する行政課題への対応によって財源不足が拡大しており、毎年度、基金繰入により予算編成する状況にあります。
- 義務的経費である公債費については、小中学校や給食センターなどの学校教育施設の建設、市役所庁舎建設や湯沢駅周辺地区環境整備事業などの大型プロジェクト事業によって地方債残高が増加し、令和元年度末の市債残高は 329 億円となっています。市民一人当たりでは平成 17 年度の 525 千円／人に対し、令和元年度には 750 千円／人まで増加し、同規模団体と比較しても債務は高い水準となっています。
- 経常的な経費の見直し、公益的活動に対する市の支援のあり方の検証、独立採算が原則の公営企業会計の健全経営の確保など、歳出全般にわたって事業効果の検証を行い、限られた財源を有効活用する取組が必要です。

（※8）歳入総額に占める自主財源の割合をいう。自主財源は地方公共団体が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、寄附金、財産収入等をいう。

（※9）地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいう。





## 1. 行政手法の改革





- 市を取り巻く社会環境の変化に対応するため、これまで以上に簡素で効率的な自治体運営が求められており、市が行う各種施策が、目的達成や課題解決にどの程度寄与しているかを点検する行政評価制度の再構築を図ります。
- 「アウトソーシングに関する指針」の見直しや民間事業者提案制度の導入を検討し、民間活力活用による行政の効率化を目指します。
- 公共施設の維持管理などに関する自治体共通の課題に対応するため、他市町村との広域連携の可能性なども検討し、効果的、効率的な行政運営を目指します。

### < 重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和2年)	目標値 (令和8年)
新たな行政評価制度による事務事業の見直し件数	—	20件
新たに民間活力を活用した件数	—	10件


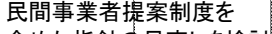
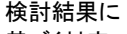


17 行政評価制度の再構築と事業の見直し

- 試行段階にある行政評価制度の再構築によって各種施策と事務事業の見直しを進め、評価結果と連動した予算編成の仕組みを構築します。
- 行政評価制度の再構築に当たっては外部評価の導入も検討し、市民に対する評価結果の公表等も行いながら市政の透明性の確保を図ります。

取組事項No.	17	行政評価制度の再構築と事務事業見直し						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
評価制度の構築、試行	 現行制度の検証、 新たな評価手法検討、試行			 新たな行政評価制度の運用 (必要に応じて)検証・見直し			企画課	
事務事業の見直し、 予算編成への反映	 事務事業の評価・見直し、 予算への反映							



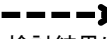
18 民間活力活用の可能性点検

- 「アウトソーシングに関する指針」の見直しを行い、公共施設の建設や管理運営、包括的外部委託の更なる推進、デジタル技術の活用の可能性を検証し、業務の効率化をより一層進めます。

取組事項No.	18	民間活力活用の可能性点検						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
現行指針の見直し、 改定	 見直しの検討・情報収集			 民間事業者提案制度を 含めた指針の見直しを検討		 検討結果に 基づく対応	企画課	
民間活力活用の可能性点検 (デジタル化の検討を含む)	 行政評価制度による可能性点検			 行政評価制度や公共施設マネジメント による可能性点検				


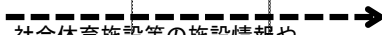


19 民間事業者提案制度の導入検討

- 学校統合により生じた廃校舎の利活用や公共施設、インフラ施設の維持管理などに、民間企業が持つ技術やノウハウを公共サービスに活用する「民間事業者提案制度」の導入を検討し、公共サービスの経費削減や行政の効率化を目指します。

取組事項No.	19	民間事業者提案制度の導入検討						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
民間事業者提案制度の導入検討		 制度の検討・情報収集 サウンディング調査を一部で実施		 制度としての導入を検討		 検討結果に基づく対応	企画課	

20 広域連携の推進

- 公共施設の設置、活用、管理運営を共同で取り組む市町村間の広域連携について、近隣市町村と共に検討し、施設の総量削減や財政負担の軽減、人員配置の効率化を図ります。
- 広域的に実施することが施策目的の達成に有効な業務や、専門性が高く一定規模があることが望ましい業務、規模の拡充により効率化が可能な業務、自治体による裁量の余地がほとんどない定型的な業務などを対象に県及び県内市町村との共同化・広域化を検討します。

取組事項No.	20	広域連携の推進						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
近隣自治体における社会体育施設等の共同利用		 課題の洗い出し、運用ルールの検討		 社会体育施設等の施設情報やサービスを近隣自治体で共有 (必要に応じて)運用等の見直しを検討			生涯学習課	
事務事業の共同化・広域化の検討		 「あきた公民連携プラットフォーム」で協議		 協議結果に基づく対応			企画課	

## 2. 人事行政の改革

- 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、これまで以上に効果的・効率的な行政サービスを提供していくために、職員一人ひとりの能力を高め、高い職務意識を持ち、知識と能力を兼ね備えた職員集団となるよう、職員の意識改革、人材育成に取り組みます。
- 市が実施する様々な業務と職員配置のあり方を分析した上で定員管理計画を更新し、職員定数の適正化に取り組みます。

### < 重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
職員研修受講者数	334 人	370 人
市の職員数	471 人	460 人

### 21 組織機構の強化

- 行政評価制度と連動し、機能的かつ効率性の高い組織を構築するため、組織目標を策定し明確化するとともに、個人及び組織の目標達成を図る評価手法の見直しを行います。
- 多岐にわたる横断的な行政課題に的確に対応するため、効率的な組織体制を整えるとともに、部や課の枠にとらわれないプロジェクト組織を立ち上げるなど、課題解決に特化した組織体制の構築を目指します。

取組事項No.	21	組織機構の強化					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
新たな行政評価制度と連動した組織目標・個人目標の設定と評価手法の見直し	人事評価結果の反映			行政評価と連動した目標設定 継続的な検証・見直し			総務課
組織改編、人事異動方針の明確化	第5次定員管理計画に向けた、 機構改革などの明確化・手法検討					検討結果に基づく対応	
横断的な課題に対応するための組織体制の整備	行政課題に対応するための組織体制の整備						
組織の在り方検討 (例：総合支所、施設営繕、地域包括など)	組織の在り方の検討と体制整備						

22 人材育成と活用

- 複雑化、多様化する政策課題に対応するため、市民の視点に立ち、本市が取り組むまちづくりを担う職員として必要とされる役割や資質等を再検証し、人材育成基本方針を見直します。
- 職員研修基本計画に基づき、計画的な職場研修を実施し、職員の自己研鑽、グループ研修等の支援や、柔軟性、独創性、先見性にあふれる職員や、政策形成能力や企画立案能力に優れた職員を養成する研修プログラムを策定して効果的な運用を図ります。
- 人事評価における職員の能力開発の動機づけのため、目標設定、面談、評価結果のフィードバック等のプロセスを通じて、評価を適切に反映する制度を検討し職員の意識と行動の変革、能力の向上を図ります。
- 課題解決に取り組む体制整備のため、政策課題研究制度の構築を行い政策立案能力の向上を図ります。また広い視野や柔軟な発想力を持つ職員を育成するため、国や県、他自治体だけでなく民間との交流を促進する制度の導入に取り組みます。

取組事項No.	22	人材育成と活用					担当課
		展開スケジュール					
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
人材育成基本方針の見直し	人材育成基本方針の見直しに関する情報収集、見直し					方針に基づく対応	総務課
職員研修制度の充実	職員研修基本計画に基づく研修の実施		計画の見直し、策定	計画に基づく研修の実施			
人事評価制度の見直し (評価結果の反映)	人事評価制度結果反映の検証、見直し				見直しに基づく人事評価結果の反映		
政策課題研究制度の検討	政策課題研究制度の確立に向け、他自治体の事例などの情報収集			情報収集、制度検討		制度の確立、検証	
人事交流の促進 (県・他自治体・民間)	派遣先自治体等の検討と派遣研修						

23 職員数の適正化

- 公共施設の再編や統合、民間活力の活用や ICT 環境の整備等、変化する行政需要における業務の種類や質に応じたサービスの提供に対応できる人材の確保のため、「アウトソーシングに関する指針」と連動し、定員管理計画（※10）を見直します。
- 正規職員・会計年度任用職員・再任用職員の役割や配置のあり方を定め、業務分担を明確化し、配置の見直しを行います。

取組事項No.	23	職員数の適正化						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
行政評価・民間可能性点検等と連動した定員管理計画の見直し			第4次定員管理計画に基づく運用、見直し				総務課	
					第5次定員管理計画の策定	計画の運用		
多様な雇用形態の活用 (正規職員以外で対応可能な業務の明確化)			正規職員以外の配置の見直し				総務課	
						見直しに基づく運用		

(※10) 定員管理計画とは、施策の策定及び計画的な施策を推進するため、職員の定員管理を適正に行うため策定されるもの

### 3. 財政構造の改革

- 中長期的財政見通しの中で歳入基盤の強化と既存事業の見直しを徹底する必要があるため、財政運営方針の策定や予算編成手法の改善などを行い、健全財政に向けた取組を推進します。
- 市税等収入の安定確保のため、徴収方法の見直しや債権管理適正化の取組を強化し、未納額の抑制に努めます。また、新たな広告収入の確保についても検討し、歳入基盤の強化を図ります。
- 限られた経営資源の効率的配分を行うため、経常的経費計上方針の策定や企業会計の経営健全化などにより既存事業の見直しを進めます。

< 重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和元年)	目標値 (令和8年)
地方債現在高	329 億円	287 億円
簡易水道・下水道事業に対する経常的繰出金 (人件費を除く)	8.67 億円	8.41 億円

#### 24 健全財政の推進

- 健全な財政運営を確保するため、中長期的な財政見通しに基づいた財政運営方針を作成し、経常的な経費の削減・抑制に努めます。
- 市債残高などの財政指標に目標設定を行い、達成率について毎年度検証を行います。
- 既存事業の徹底した見直しを図るため、予算枠を配分する分権型予算の実施や、施策・事務事業評価結果の反映など、新たな予算編成手法の導入を検討します。

取組事項No.	24	健全財政の推進						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
財政運営方針 (財政計画含む) の策定	→ 方針の策定	→ 財政運営方針に基づく健全経営の推進 財政計画の策定・見直し				→	財政課	
財政健全化目標の設定	→ 目標の設定	→ 目標に対する検証				→		
予算編成手法の改善	→ 枠配分方式を検討	→ 枠配分方式の運用・検証・改善 (必要に応じて) 新たな手法を検討				→		

25 歳入基盤の強化

- 市税収入の安定確保と租税負担の公平性を確保するため、財産調査や債権・動産差押えの強化など、実効性の高い徴収体制の整備を図るとともに、徴収方針の見直し・検証を行います。
  - 債権に関する事務処理や基本姿勢、債権放棄の要件等を定めた債権管理条例を制定し、債権管理の更なる適正化に努めます。
  - ふるさと企業振興補助金などの各種優遇策により積極的な企業誘致を展開し、雇用の拡大と市税収入増を目指します。
  - 新たな財源を確保するため、様々な広告収入（ネーミングライツ、各種印刷物への広告等）の拡充を検討します。
- ※再掲項目の説明は省略します。

取組事項No.	25	歳入基盤の強化					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
市税収納率の向上	→		→	-----→			税務課
	徴収方針の見直し・検証		「徴収事務マニュアル」に基づく対応				
債権管理の適正化	→			-----→			財政課
	債権管理条例の検討・制定(R6.3予定)			関係法令や債権管理方針に基づく適正管理の推進			
企業誘致の推進	◆ふるさと企業振興補助金の活用						商工課
	→						
	設備投資及び技術継承の支援による雇用機会の拡大						
	◆工業等振興条例用地取得資金補助金の活用						商工課
	→						
工場等の新設・増設及び新規雇用の支援による企業誘致の推進							
	◆県企業誘致推進協議会活動への参加						商工課
	→						
あきたリッチセミナー等の誘致活動への参加による企業誘致の推進							
広告収入の確保	◆所管施設の命名権(ネーミングライツ)販売等の検討						生涯学習課 (随時)関係課
	→			-----→			
所管施設の命名権(ネーミングライツ)販売に関する情報収集及び検討			検討に基づく対応				
	◆パンフレット等印刷物への広告の掲載						生涯学習課 情報政策課 環境共生課 (随時)関係課
	→						
対象の検討、検討結果に基づく広告枠の販売・検証							



【再掲】遊休施設の活用を検討							
遊休施設の実態把握	→	各施設情報、課題等の一覧化	→	施設情報等の継続的な管理	財政課		
活用策の検討・調査	→	有効活用の仕組みづくり、活用調査(行政・地域・民間)	→	「湯沢市公有財産の有効活用にあたっての基本方針」に基づく対応			
【再掲】未利用財産の処分と財源活用の仕組みづくり							
処分方法の検討、実施	→	既存制度での売却	→	「湯沢市公有財産の有効活用にあたっての基本方針」に基づく対応	財政課		
解体の優先順位検討	→	考え方整理、解体時期の調整	→	解体実施		→	解体予定案に基づき順次解体
財源活用の仕組みづくり	→	処分検討にあわせた財源活用の仕組み検討	→	「湯沢市公有財産の有効活用にあたっての基本方針」に基づく対応			
【再掲】公共施設における受益者負担の最適化							
使用料等の実態調査	→	使用料実態把握	→		企画課		
受益者負担適正化方針の策定、実行	→	適正化方針の検討・決定 原価計算、対象施設の整理	→	「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づく対応			

26 歳出の適正化

- 施設の管理運営や組織体制の整備、毎年繰り返し実施される事務事業に係る見直し方針を策定し、職員の意識改革を図りながら経常経費削減に努めます。
- 市民や団体、企業に対する事業費補助金について、補助制度の有効性や公益性、効率性、公平性等の観点から検証を行い、必要な見直しを行います。
- 独立採算を原則とする公営企業については、決算等を踏まえた経営分析を行い、ストックマネジメントの基本方針やアセットマネジメント（※11）を基に更新費用等の算出を行います。また、今後10年間の投資財政計画を踏まえた経営戦略の見直しを行い、使用料の検証及び改定の検討、一般会計からの基準外繰入の削減に努めます。
- 市の業務を補完、代行する公益的団体への運営費補助金について、自主性・自立性を高め、効率的な団体運営を実現するため、行政の仕組みや社会の変化にあわせ、市の関与のあり方を見直します。

取組事項No.	26	歳出の適正化					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
経常的経費の見直し	→ 枠配分方式を検討		→ 枠配分方式に基づく経常的経費の見直し (必要に応じて)新たな手法を検討				財政課
補助金等の見直し	→ 創設及び改廃に伴う検討・検証・見直し						
企業会計の財政の健全化	◆水道事業・下水道事業における経営戦略の改定・料金の見直し						上下水道課
	→ 経営分析・検討		→ 経営戦略の改定		→ 現料金体系の見直し・改定等の検討		
運営費補助金の適正化	→ 団体への補助金・委託費の洗い出し						企画課
	→ 行政評価制度による継続的な検証						
	→ 団体への補助金・委託費の検証、補助算定の見直し、団体との協議						団体補助金所管課

(※11) 保有する施設の状態を客観的に把握、評価し、資金や人材などを含めた資産の状況を中長期的に予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理運営する手法。

## 基本方針Ⅳ リスクマネジメント

- 近年では、平成 23 年に大きな被害をもたらした東日本大震災をはじめとした地震以外にも、台風、洪水、豪雨、豪雪などの自然災害が多発したほか、令和 2 年の新型コロナウイルスのパンデミックは、感染症の大流行による健康被害だけでなく、社会機能や経済活動にまで混乱が生じています。
- こうした外部要因による災害や感染症などのほか、自治体経営に適切なマネジメントが働かず事実上の財政破綻に陥った事例や、公務員による不祥事や事務処理のミスが続発など内部要因も問題となっています。
- このように、自治体経営においては、自然災害、大規模事故、感染症や自治体経営上の問題など様々なリスクが存在しています。自治体はこれらの様々なリスクに対し市民の生命、財産及び生活の安全を守るため、適切に対応していかなければなりません。
- リスクマネジメントに取り組むことで危機の発生防止に努め、また、発生時には迅速かつ適切な対策を講じることにより危機の影響を最小に留め、市民の生命、財産及び生活の安全を守り、市政を取り巻く様々なリスクへの対策を進めていきます。
- 今後も市政の透明性と公正な職務の遂行を確保し、市民の信頼と負託にこたえるため、コンプライアンスの徹底に取り組みます。

### 1. 危機管理への的確な対応

- 自然災害や重大な事故などの発生により、市民の生命・身体・財産に重大な被害を招いたり、行政運営に多大な支障をきたすことがないように、危機の未然防止や緊急時に対する対策を整えます。また、仮に不測の事態が発生しても、的確に対応し、早期に復旧して市民生活や事業活動への影響を最小限にする危機管理体制の確立を図ります。

#### < 重要業績評価指数 (KPI) >

指標名	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
危機管理マニュアル件数 (※)	11 件	17 件
業務継続計画の策定及び見直し件数	—	4 件

※参考) 策定が必要なマニュアル

- ① 救援物資の調達・輸送・供給マニュアル (総務課)、② 有害・危険物流出事故対応マニュアル (総務課)、
- ③ ICT・BCPマニュアル (企画課)、④ 報道対応及び広報マニュアル (総務課)、

⑤防災情報機器・システム操作マニュアル（総務課）、⑥上下水道危機管理マニュアル（上下水道課）

27 危機管理マニュアルの整備と対応

- 自然災害など様々な危機に応じて、迅速かつ的確な対応ができるよう、関係する各種マニュアルの整備に努めるとともに、整備後の状況や対策等の変化に合わせた継続的な点検を行います。
- 防災訓練等の実施により、整備された危機管理マニュアルの内容について検証するとともに、随時修正を加えながら実効性のあるマニュアルとなるよう整備を図ります。

取組事項No.	27	危機管理マニュアルの整備と対応						
実施項目	展開スケジュール						担当課	
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
各種危機管理関係マニュアルの作成状況の確認と内容点検	→			→			総務課	
	各種危機管理関係マニュアルの作成状況の確認と内容点検			（必要に応じて）新規マニュアルの作成				
訓練等の実施による検証	→			→			総務課	
	大規模震災対応図上訓練による検証			訓練等の実施による検証				

28 業務継続計画（業種別）の整備

- 災害発生時の各業務の緊急時における対応について、市民生活や事業活動、行政活動を維持するため、必要最小限の業務の選定及び人員確保、資源の調達方法について具体的に示す計画を策定するとともに、実行性を確認するため訓練を実施します。
- 策定済みの湯沢市業務継続計画（BCP※）と下水道業務継続計画（BCP）については、国や県の上位計画や庁内組織体制等と整合性を図り、訓練等の実施により、内容について検証するとともに、随時修正を加えながら実効性のある計画となるよう継続的な見直しを行います。
- 今後策定予定の水道業務継続計画（BCP）とICT業務継続計画（BCP）についても、関連する各種計画や危機管理マニュアル等と整合を図り対応します。

※参考）BCPとは、事業継続計画（Business Continuity Plan）の頭文字を取った言葉。災害など有事の際に被害を最小化し、活動を継続していくための対策。

取組事項No.	28	業務継続計画（業種別）の整備						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
湯沢市業務継続計画 (BCP)	→			→			総務課	
	継続的な見直し							
下水道業務継続計画 (BCP)	→			→			上下水道課	
	継続的な見直し							
水道業務継続計画 (BCP)	→		→		→		情報政策課	
	策定の検討		策定作業		継続的な見直し			
ICT業務継続計画 (BCP)			→		→		情報政策課	
			策定検討		策定作業			
					→			
	継続的な見直し							

29 職員の危機管理意識の醸成

- 各課危機管理責任者等を対象として、災害対応事例、最新の取組に係る研修を実施し、情報共有や意見交換等を通して、職員の連携強化や災害対応能力の向上を図ります。
- 地域防災計画等に基づく訓練や図上訓練（※12）などを、関係機関と連携して実施し、各種マニュアルの実効性について検証するとともに、職員の危機管理意識や全庁的な危機管理能力の向上を図ります。

取組事項No.	29	職員の危機管理意識の醸成						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
各課危機管理責任者等 を対象とした防災研修の実施	→			→			総務課	
	危機管理責任者会議を実施			防災研修の実施				
地域防災計画等に基づく 実動・図上訓練の実施と検証	→			→			総務課	
	大規模震災対応図上訓練による検証			訓練の実施と検証				

（※12）経験したことがない大災害を想定し、被害状況等を地図上に書きこんでいく訓練のこと。情報の整理や対策の検討、実際の活動に至るまでの対応力の向上を目的としている。

## 2. ICTの危機管理

- 情報漏えいやデータ改ざん、ウイルス感染などから、市が保有する情報資産を守るため、情報セキュリティの方針や行動指針を継続的に見直し、対策の強化を図ります。
- 職員研修を実施し情報管理と運用の向上を図り、情報セキュリティインシデント（※13）のない信頼される行政の実現を目指します。





（※13）情報セキュリティインシデントとは、不正アクセスや情報漏えい、データの改ざん、ウイルス感染などの情報セキュリティ上、脅威となりうるものこと。

<重要業績評価指数（KPI）>

指標名	現状（令和2年度）	目標値（令和8年）
インシデント発生を想定した訓練の実施回数	年1回	年2回

### 30 情報セキュリティ対策の徹底

- 個人情報など市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、組織体制・物理的セキュリティ・人的セキュリティ・技術的セキュリティなどの情報セキュリティ対策を継続的に見直し、情報化社会の進展に対応した情報セキュリティ対策の充実を図ります。
- 情報資産を共有するすべての職員が適切な情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティポリシーの研修を実施し、ウイルスや情報漏えいなどの脅威から市が保有する情報資産を守っていきます。

取組事項No.	30	情報セキュリティ対策の徹底						担当課
		展開スケジュール						
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)		
湯沢市情報セキュリティポリシーを見直し			 総務省ガイドライン改定に伴う見直し	 見直しに基づく運用			情報政策課	
職員研修実施				 庁内全体へ向けた研修会の継続実施				

31 インシデント対応の強化

- ウイルス感染、不正アクセス、情報漏えいなどのセキュリティを脅かす事象（インシデント）に対して、原因の調査、対応策の検討、サービス復旧などの手順について見直しを図り、事象発生時に迅速に対応し、被害と停止時間を最小限に抑えていきます。
- インシデントレスポンス（事後対応）を確実に実行できるよう、職員の訓練を通して組織内での知識向上と対応手順の共有を図り、対応していきます。

取組事項No.	31	インシデント対応の強化					
実施項目	展開スケジュール						担当課
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
インシデントレスポンス手順書の見直し			→ 検討	→ 見直し	→ 継続的な見直し	→	情報政策課
インシデント発生を想定した訓練の実施			→ 講習への参加	→	→ 訓練の実施と検証	→	

### 3. コンプライアンスの徹底

○ 市民の信頼と期待に応える行政サービスの提供を推進するため、コンプライアンス（倫理意識の向上と法令順守）の徹底に取り組み、市政の透明性と公正な職務の遂行を確保していきます。

<重要業績評価指数（KPI）>

指標名	現状（令和2年）	目標値（令和8年）
コンプライアンス研修等の実施回数	—	年2回（12回）

#### 32 職員のコンプライアンス意識の醸成

- 法令遵守や職務専念義務、守秘義務や倫理、情報の管理など、法令に基づき職務を遂行し、これまで以上に、職員一人ひとりが倫理の保持や能力の向上に努め、市民の信頼を得ていくため、コンプライアンス推進体制を整備します。
- 外部から講師を招き、コンプライアンスに関する職員研修を実施し、コンプライアンスに対する意識の浸透を図ります。また、外郭団体の職員に対しても、コンプライアンスの重要性と取組の徹底を要請します。

取組事項No.	32	職員のコンプライアンス意識の醸成					担当課
		展開スケジュール					
実施項目	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	
コンプライアンス推進体制の整備		コンプライアンス推進体制構築に向けた情報収集		コンプライアンス推進体制の構築・整備		検討に基づく運用	総務課
コンプライアンス職員研修の実施		コンプライアンス研修の実施					